

1. 解体工事業追加に係る制度について (施行:平成28年6月1日)

(1)業種区分の新設について

業種区分の見直しの基本的な考え方

(前提条件) 規制の強化等の影響や社会的負担の増加と比較考量しても、社会的課題の解決又は疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保に顕著な効果が見込まれること

業種区分の新設にあたっては更に

- ・当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できること
- ・現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれること

が必要である。また、商慣行等の秩序を乱す恐れもあるため、業界内での意見調整、準備の熟度が高まっていることが必要。

建設業者団体等からの要望について検討

業種区分の見直しの方針

1. 解体工事について

現在、施工管理の不備等による事故が発生している等の状況に鑑み、可能な限り早期に「解体工事」について、業種区分を新設(とび・土工・コンクリート工事からの分離独立)

2. 建設工事の内容、例示、区分の考え方について

建設業者団体等を通じて確認された施工実態や取引実態の変化等の現状を鑑み、早期に告示、ガイドラインの一部を改正

⇒施工実態や取引実態の変化、施工技術の進歩等を速やかに反映する必要があるため、今後も機動的に見直しを行うべき

(さらなる検討について)


＝今回のヒアリング等を通じて寄せられた意見＝

業種が全体としてアンバランスで分りにくいのではないか。

高度な専門的技術の推進など、建設業者団体のモチベーションの向上も適正な施工を図る上で重要

本格的な維持管理更新時代を迎え、施工の適正化のための取組みを推進すべき

建設業に関する施策と他分野との連携により対応すべきものもあるのではないか。

- 
- ・今回の業種区分の見直しにあたって整理した基本的考え方のあり方も含め、業種区分のあり方を引き続き議論
 - ・建設業者団体の自主的な取組の促進、他分野との連携等について、不断に検討
- ⇒検討の熟度が高まったものから更なる業種区分の見直しなどの対応を図ることが必要。

●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

背景

○近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念

○維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
 - 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
 - 談合の防止
 - 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】
 - 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
 - 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
 - ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】
 - 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
 - ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備^(※)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】
 - 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底
- ※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、
現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

経緯

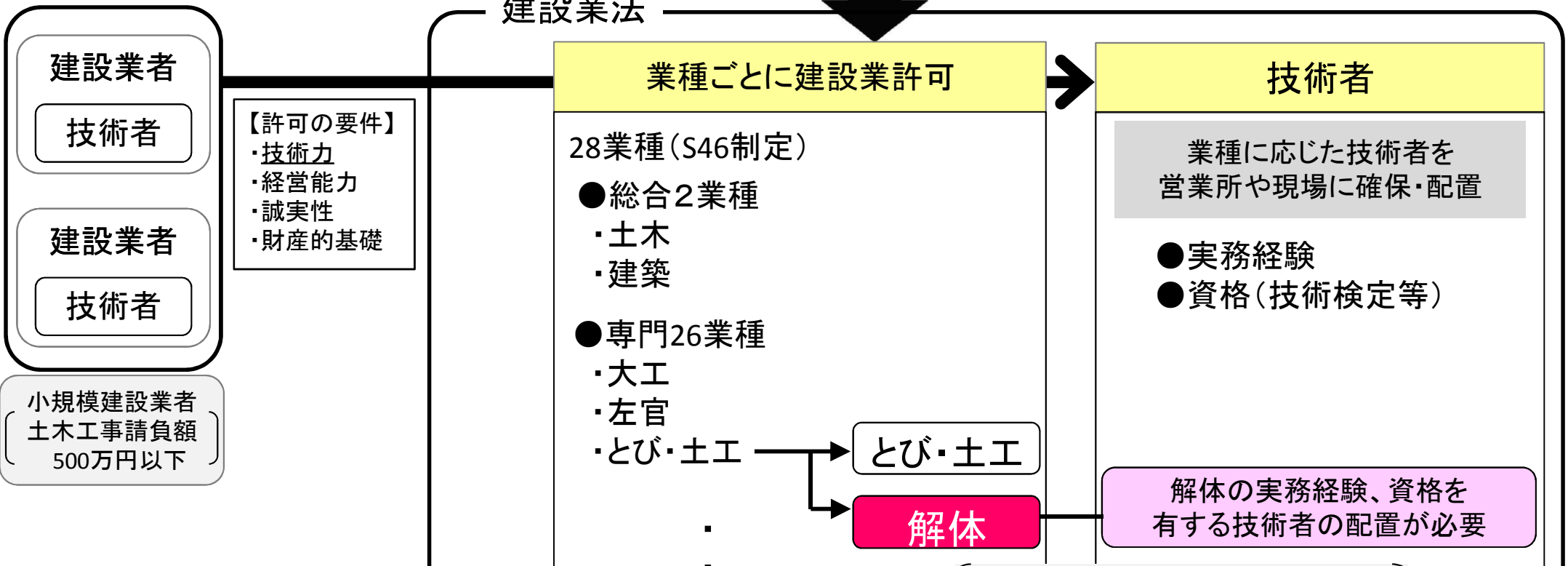
- 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- 6/4 公布

施行日

- 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- H26.9.20に施行（①）
- H27.4.1に施行（②⑤⑥⑦）
- H28.6.1に施行（④）

業種区分の新設(解体工事)について

施工能力を有する建設業者への発注
 疎漏工事・公衆災害の防止
 専門工事業の地位の安定、技術の向上



【許可の要件】

- ・技術力
- ・経営能力
- ・誠実性
- ・財産的基礎

- 28業種(S46制定)
- 総合2業種
 - ・土木
 - ・建築
 - 専門26業種
 - ・大工
 - ・左官
 - ・とび・土工
 - ・
 - ・

とび・土工

解体

小規模建設業者
土木工事請負額
500万円以下

現在の業種区分

土木工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	内装仕上工事業
建築工事業	鋼構造物工事業	機械器具設置工事業
大工工事業	鉄筋工事業	熱絶縁工事業
左官工事業	ほ装工事業	電気通信工事業
とび・土工工事業	しゅんせつ工事業	造園工事業
石工事業	板金工事業	さく井工事業
屋根工事業	ガラス工事業	建具工事業
電気工事業	塗装工事業	水道施設工事業
管工事業	防水工事業	消防施設工事業
		清掃施設工事業

今回解体工事業を新設する背景

- ・重大な公衆災害発生
- ・環境等の視点
- ・建築物等の老朽化 など

○施行日

平成28年6月1日

○経過措置（既にとび・土工工事業の許可を受けている業者）

①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。

（平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要）

②施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなす。



解体工事の内容、例示、区分の考え方について

(平成26年12月25日改正)

建設工事の種類(建設業法別表)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(ガイドライン)	建設工事の区分の考え方(ガイドライン)
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 <u>工作物の解体</u> ※等を行う工事 ロ)～ハ) (略)	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 <u>工作物解体工事</u> ※ ロ)～ハ) (略)	(略)
<u>解体工事</u> ※	<u>工作物の解体を行う工事</u> ※	<u>工作物解体工事</u> ※	● <u>それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。*</u>

※ 平成28年6月1日から施行。

告示:建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容(H26.12.25改正)
 ガイドライン:建設業許可事務ガイドライン(H26.12.25改正)
 HPアドレス:<http://www.milt.go.jp/common/001064710.pdf>

(2)技術者要件について

解体工事の適正な施工を確保するため、解体工事に配置される技術者に求められる技術及び知識について検討を行うことを目的として設置。

<委員>

朝吹香菜子	国土舘大学工学部准教授
笠井 哲朗	東海大学工学部教授
◎嘉納 成男	早稲田大学理工学術院教授
角田 誠	首都大学東京都市環境学部教授
湯浅 昇	日本大学生産工学部教授
	◎座長 (五十音順、敬称略)

<開催経緯>

- ・平成26年8月～平成27年3月(計6回開催)
- ・平成27年6月3日 中間とりまとめ公表
- ・平成27年6月4日～7月6日 中間とりまとめパブリックコメント



<とりまとめ(平成27年9月16日)>

◆新たな解体工事の技術者資格

【監理技術者の資格等(次のいずれか)】

- ・1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))、実務経験^{※1}を有する者

【主任技術者の資格等(次のいずれか)】

- ・監理技術者の資格
- ・2級土木施工管理技士(土木)、2級建築施工管理技士(建築又は躯体)、とび技能士(1級又は2級)、建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士、実務経験^{※2}を有する者

※1 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

※2 解体工事に関し大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験を有する者

※3 土木施工管理技士、建築施工管理技士、技術士における既存資格者については解体工事の実務経験や関連講習の受講など施工能力の確認が必要

※4 とび技能士(2級)については、合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験が必要

●監理技術者要件

次のいずれかの資格等を有する者

- ・1級土木施工管理技士※1
- ・1級建築施工管理技士※1
- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))※2
- ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

●主任技術者要件

次のいずれかの資格等を有する者

- ・監理技術者の資格のいずれか
- ・2級土木施工管理技士(土木)※1
- ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)※1
- ・とび技能士(1級)
- ・とび技能士(2級)合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・登録技術試験(種目:解体工事)
- ・大卒(指定学科※3)3年以上、高卒(指定学科※3)5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※3 解体工事業の指定学科は、土木工学又は建築学に関する学科

登録技術試験(種目:解体工事)について

登録技術試験(種目:解体工事)の内容

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令に関する事項
土木工学及び建築工学に関する科目	構造力学、材料学その他の基礎的な土木工学及び建築工学に関する事項
解体工事の技術上の管理に関する科目	解体工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の技術上の管理に関する事項
解体工事の施工方法に関する科目	解体工事に係る木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の工法及び機器に関する科目	解体工事の工法及び機器の種類及び選定に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
試験時間	3時間30分

※平成28年6月1日より登録試験の申請開始、登録後順次、官報公告を行う。

(登録技術試験の名称) 合格証明書

氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日

この者は、建設業法施行規則第七条の四第一号の表の登録技術試験のうち、(登録技術試験の種目)に合格した者であることを証します。

(登録技術試験の名称)の
合 格 年 月 日 _____ 年 月 日
交 付 年 月 日 _____ 年 月 日
合 格 証 明 書 番 号 _____ 第 _____ 号

(登録技術試験実施機関の名称) _____ 印

(登録番号 第 _____ 番)

←合格証明書の様式

登録解体工事講習の内容

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令に関する事項
解体工事の工法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
合計時間	3.5時間以上

登録解体工事講習修了証の様式

登録解体工事講習修了証	
(修了証番号 第 号)	
氏名	
(生年月日 年 月 日)	
この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第 号）附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を修了した者であることを証します。	
修了年月日	年 月 日
登録講習実施機関代表者	印
(登録番号 第 号)	

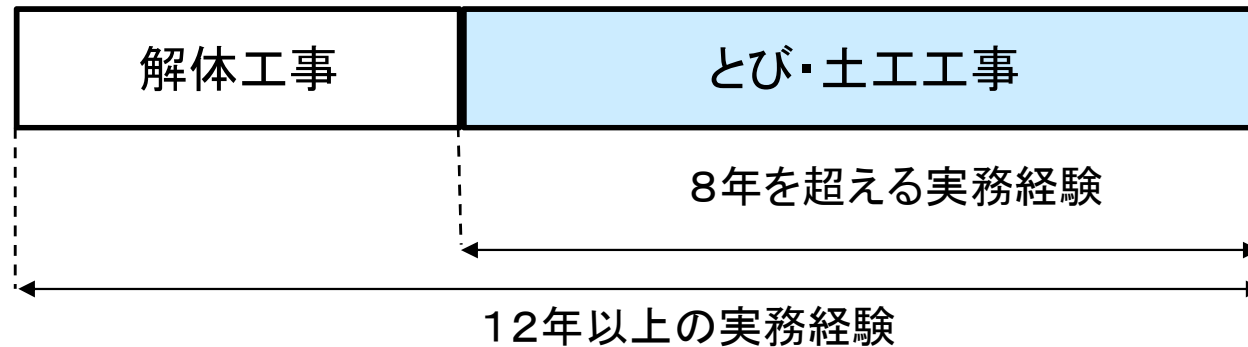
※平成28年6月1日より登録講習申請開始、登録後順次、官報公告を行う。

(注意)

建設リサイクル法に基づく登録講習ではないことに注意。

●とび・土工工事業の主任技術者要件の追加(改正省令第7条の3)

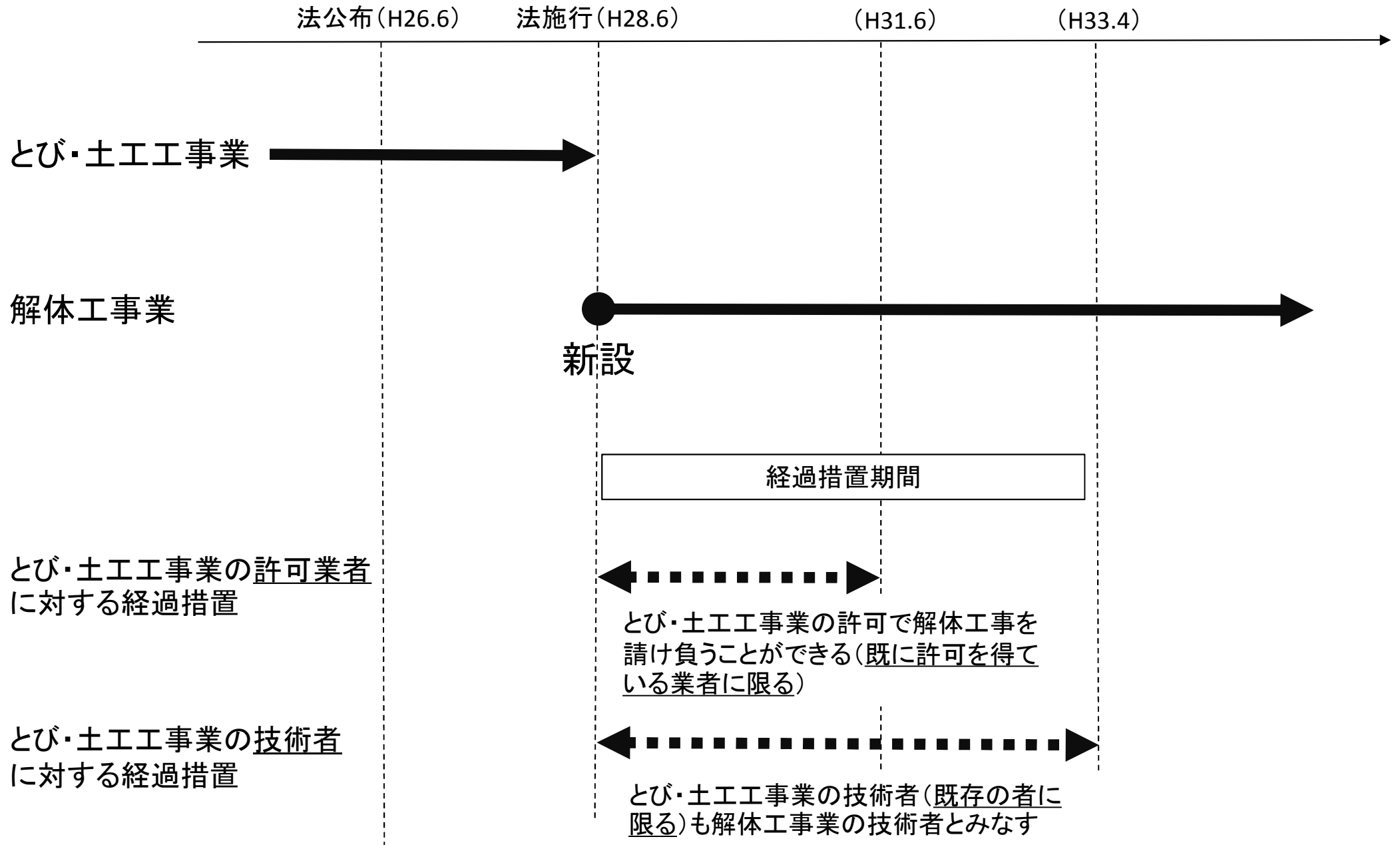
とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者



○技術者要件に関する経過措置

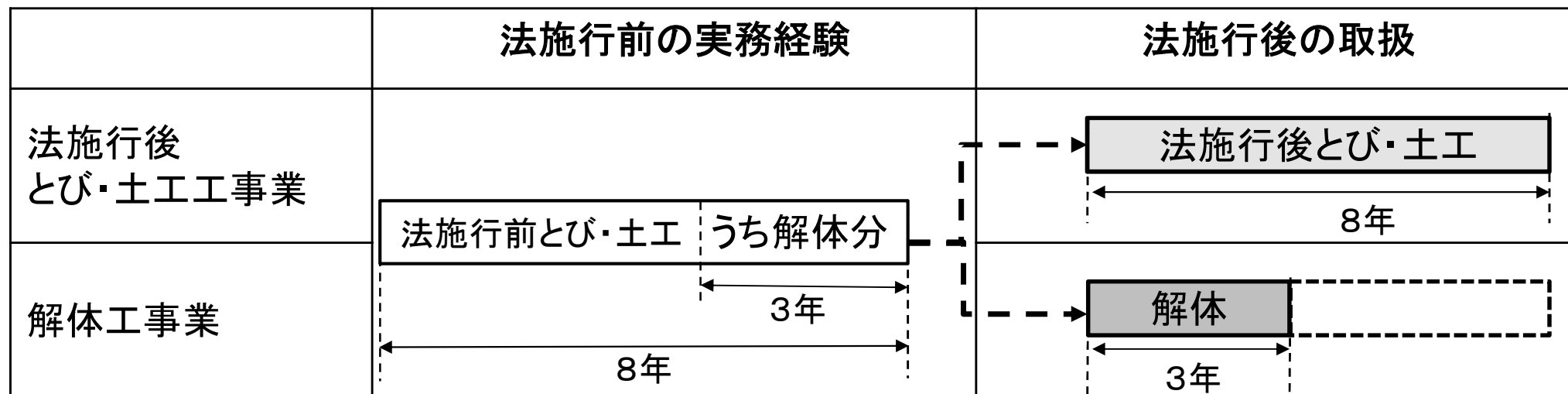
平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者(既存の者に限る。)も解体工事業の技術者とみなす。

とび・土工事業の経過措置について



- ◆ 新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
- ◆ 解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数※とする。

法施行前における解体工事の実務経験の算出例



※法施行前の解体工事の実務経験年数の算出については、実務経験証明書や請負契約書等で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

(注意) 実務経験のみで技術者となる場合は、実務経験による技術者要件(大卒(指定学科):3年以上等)を満たす実務経験年数が必要。

(3) 経営事項審査について

- 業種区分「解体工事」の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査を新設。
- 法施行後3年間（平成28年6月1日～平成31年5月31日まで）に限り、経営事項審査についても経過措置を規定。

「解体工事業」に係る経営事項審査の欄を新設

◆経営事項審査において、許可業種ごとに異なる数値を記載するのは以下の赤字の審査項目◆

$$\text{総合評定値}(P) = 0.25 \overset{\text{完成工事高}}{X_1} + 0.15 \overset{\text{自己資本比率等}}{X_2} + 0.20 \overset{\text{経営状況}}{Y} + 0.25 \overset{\text{技術力}}{Z} + 0.15 \overset{\text{その他審査項目(社会性等)}}{W}$$

の
解
体
工
事
業
の
経
審
で
は

① **解体工事の完成工事高** について申請

② **解体工事の元請完成工事高**
③ **解体工事の技術職員数** } について申請

経営事項審査の経過措置（平成28年6月から3年間に限る）

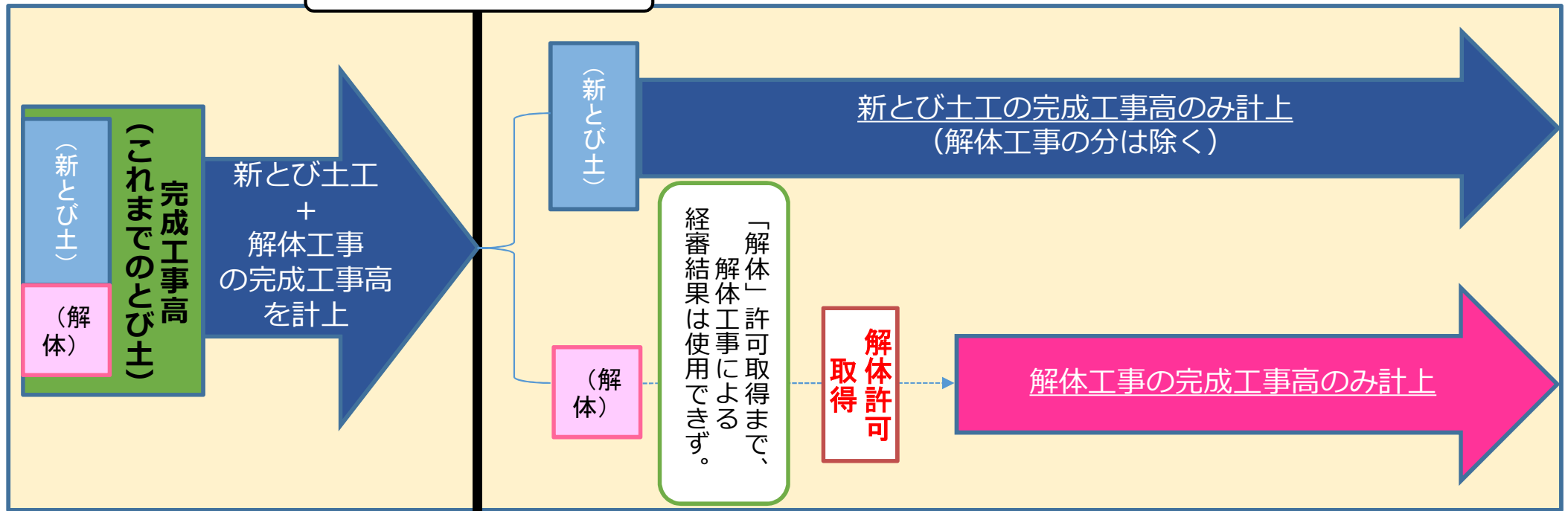
- 改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出し、通知を行う
- 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなす（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認める）

経過措置期間中に限り、**とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）**を使用し、**これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出可能とする**

解体業追加による経営事項審査の変化

- ◆ 法施行後、これまでのとび・土工工事業の完成工事高は、解体工事を除くとび・土工工事業（新とび・土工工事業）と解体工事業に分けて計上する必要があるため、とび・土工工事業の経審結果（P値）に変動が生じる可能性がある。

H28.6.1 「解体工事業」 施行



想定される主な変化

【完成工事高について】

これまで、「とび・土工・コンクリート」に含まれていた「解体」の完成工事高を分離

⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の完成工事高が減少

【技術職員数について】

技術職員として申請できるのは1名につき2業種までであることから、「とび・土工工事業」の技術職員としてカウントしていた職員の一部を「解体工事業」の技術職員として置き換え

⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の技術職員数が減少

法施行後の経営事項審査結果通知書(現行～経過措置～完全施行)

◆ 法施行後、「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄が追加され、完全施行後に「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」が削除される。

現在

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点 (Z)
			年平均	評点 (X _i)	元請完成工事高 年平均	技術職員数					
						一級 (講習受講)	基幹	二級	その他		
土 木 一 式	プレストレストコンクリート構造物										
	とび・土工・コンクリート 法 面 処 理										
	清 掃 施 設										
	そ の 他										
	合 計										

解体工事を含む
「とび・土工・コンクリート」

H28.6.1

経過措置
期間

土 木 一 式	プレストレストコンクリート構造物										
	とび・土工・コンクリート 法 面 処 理										
	清 掃 施 設										
	解 体										
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)										
そ の 他											
合 計											

解体工事を除いた
「とび・土工・コンクリート」

「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体
(経過措置)」の欄が追加される

H31.6.1

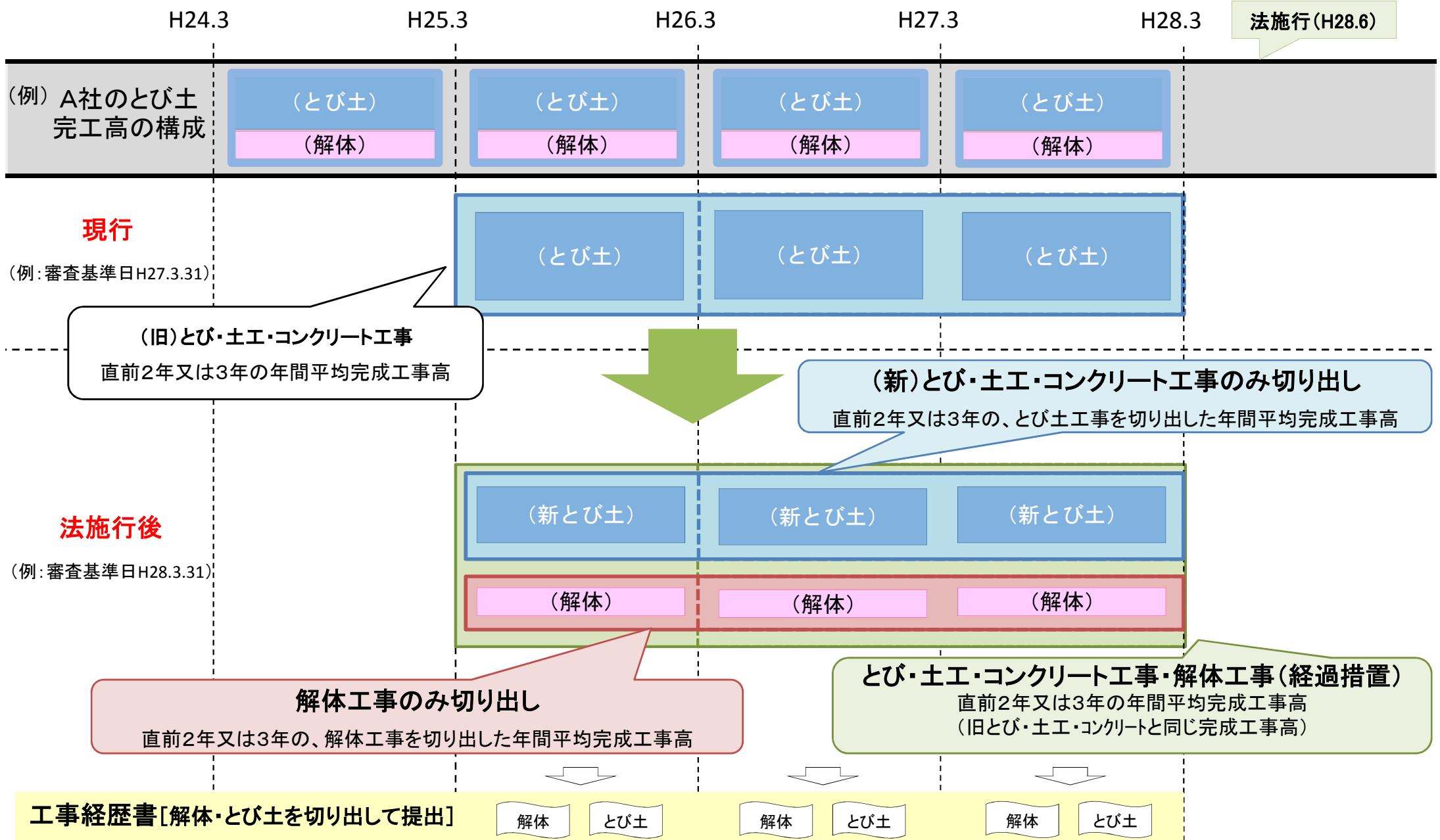
完全施行

土 木 一 式	プレストレストコンクリート構造物										
	とび・土工・コンクリート 法 面 処 理										
	清 掃 施 設										
	解 体										
	そ の 他										
合 計											

解体工事を除いた
「とび・土工・コンクリート」

「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」
の欄が削除される

解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて



通常は決算変更届に添付するが、法施行後に解体又はとび土の経審取得にあたっては、当面申請時に直前2年または3年分のとび・土工・コンクリート工事業、解体工事業の工事経歴書(切り分けを行ったもの)を再度提出する

経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の完成工事高)

- ◆法施行後は、「とび・土工・コンクリート」の欄には、解体工事を除くとび・土工工事業の完成工事高を、「解体」の欄には解体工事業の完成工事高を記入。
- ◆「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄には、「とび・土工・コンクリート」と「解体」の完工高を合算した値を記入。

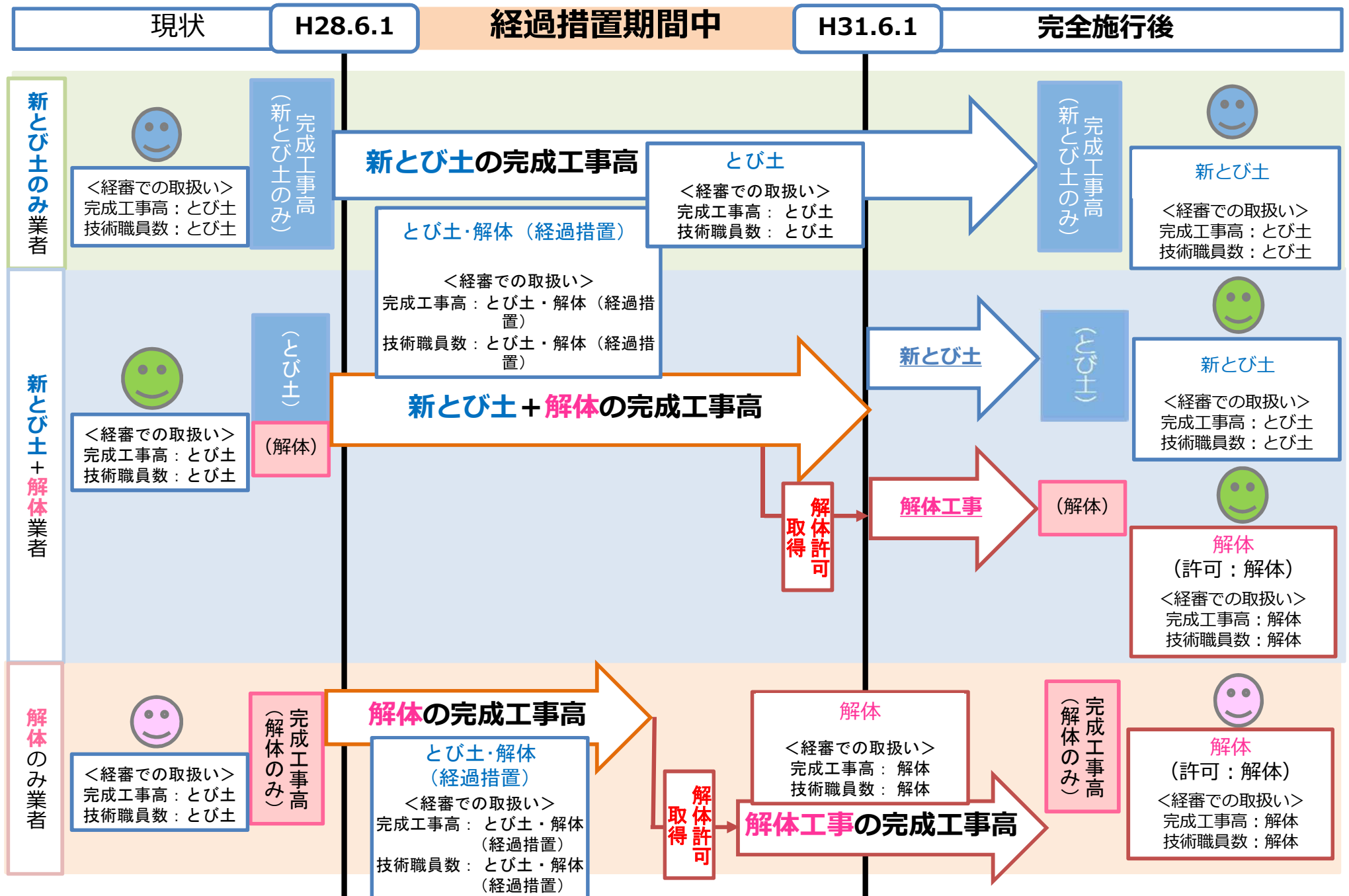
許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)	
			年平均	評点 (X _i)	元請完成工事高 年平均	技術職員数					
						一級 (講習受講)	基幹	二級	その他		
	土木一式		100,000		000						
	プレストレストコンクリート構造物										
	...										
①	とび・土工・コンクリート 法面処理		100,000		70,000						
	...										
②	清掃施設 解体		30,000		0						
③	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)		130,000		70,000						
	その他										
	合計		230,000		170,000						

◆ 解体工事を除いた「とび・土工・コンクリート」

◆ 「とび・土工・コンクリート」と「解体」を合計した完成工事高

- ✓ 法施行前にとび・土工工事業で請け負った完成工事高については、法施行後の新とび・土工工事業又は解体工事業のいずれかに分類し、それぞれ「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の欄に記入。
- ✓ 「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の完成工事高は、旧とび・土工工事業の完成工事高と同じとなる(完成工事高: ③ = ① + ②)。

経営事項審査の取扱いについて(算出される経審点数の例)



経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の技術職員数) ①

- ◆ 現行は、1人の技術職員に対し、2業種まで申請することができる。
- ◆ 経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)に限り、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2つを選んだ場合のみ、その他1業種を追加で申請することができる。

区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)
			年平均	評点 (X ₁)	技術職員数					
					元請完成工事高 年平均	一級 (講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式 プレストレストコンクリート構造物					1				
	とび・土工・コンクリート 法面処理					1				

【現行】
1人の技術職員に対し、
2業種まで申請可能

経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					
			年平均	評点 (X ₁)	技術職員数					
					元請完成工事高 年平均	一級 (講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式 プレストレストコンクリート構造物					1				
	とび・土工・コンクリート 法面処理					1				
	清掃施設 解体					1				
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1				

【経過措置】
「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2業種を選択した場合に限り、その他1業種を追加で申請可能。

【経過措置】
「とび・土工・コンクリート」又は「解体」を比較し、点数の高い方が自動的に反映される

1人の技術職員に対して3業種申請できない例

- ✓ 下記の場合、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」を選択していないため、3業種に申請することはできない。

※3業種申請できるのは、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の両方を申請した場合のみ

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数				
						一級 (講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式 プレストレストコンクリート構造物					1				
	⋮									
	とび・土工・コンクリート 法面処理					1				
	⋮									
	舗装					1				
	⋮									
	清掃施設 解体					1				
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1				

「とび・土工・コンクリート」には申請しているが、「解体」には申請していない。

「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2業種を選択していないため、3業種申請できない。

◆5点の資格については、監理技術者資格者証の交付を受けた場合6点となる。

		資格区分	土 建 …	と …	解
建設業法	技術検定	1級建設機械施工技士	5	5	5
		2級建設機械施工技士 (第1種～第6種)		2	2
		1級土木施工管理技士	5	5	5
		2級土木施工管理技士 種 別 土 薬 液 注 木 入		2 2	2 2
		1級建築施工管理技士	5	5	5
		2級建築施工管理技士 種 別 建 軀 築 体	2	2	2
民間資格		地すべり防止工事 (実務1年)		1	1
		解体工事			2
技術士法	技術士	建設・総合技術監理 (建設)	5	5	5
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)	5	5	5
		農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)	5	5	5
		水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	5	5	5
		森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)	5	5	5
職業能力開発促進法	技能検定	とび・とび工 (1級)		2	2
		とび・とび工 (2級+実務3年)		1	1
		型枠施工 (1級)		2	2
		型枠施工 (2級+実務3年)		1	1
		コンクリート圧送施工 (1級)		2	2
		コンクリート圧送施工 (2級+実務3年)		1	1
		ウェルポイント施工 (1級)		2	2
ウェルポイント施工 (2級+実務3年)		1	1		
実務経験		実務経験を有する者		1	1

※赤字の点数は、平成28年5月31日までにとび・土工工事業の技術者要件を満たしている者に対する点数。
技術者要件の経過措置期間(平成33年3月31日まで)に限り加点することができる。

2. その他の事項について

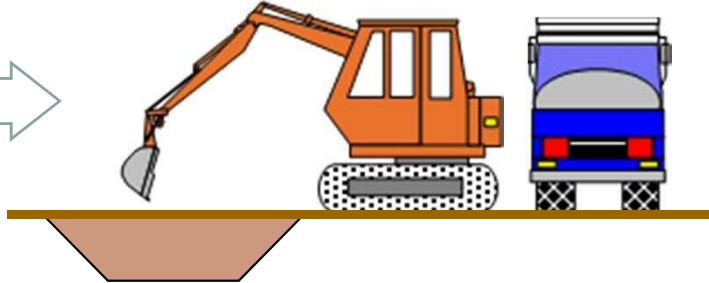
○物価上昇、消費税等を踏まえ、技術者の配置にかかる金額要件を見直します。

○工事現場毎に専任(=その工事にのみ従事すること)で技術者(監理技術者及び主任技術者)を配置しなければならない請負金額が変わります。

技術者



専任



2,500万円以上



3,500万円以上

※建築一式工事の場合は5,000万円以上→7,000万円以上

○元請企業が、配置技術者を監理技術者としなければならない下請金額の合計が変わります。

元請企業



監理技術者

下請企業

下請企業

下請企業

3,000万円以上



4,000万円以上

※建築一式工事の場合は4,500万円以上→6,000万円以上

【参考】 監理技術者 : 下請金額が大きい場合に主任技術者に代えて必要となる、技術力の高い技術者(1級施工管理技士等)
主任技術者 : 工事現場の施工の技術上の管理をつかさどる技術者(2級施工管理技士等)

経営業務管理責任者要件については、「規制改革実施計画(H27.6.30閣議決定)」を受け、次のとおり所要の改正を行う

※ H28.3.31までパブリックコメントを実施

●国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について(平成13年国総建第99号)及び建設業許可事務ガイドライン(平成13年国総建第97号)の改正

- ・ 経営業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者)」に、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等を追加する。
- ・ 業務執行を確認するための書類について、過去に行った請負契約の締結等経営業務に関する決裁書等に代えて、取締役会の議事録や人事発令等で足りることとする。

基礎ぐい工事問題・中間とりまとめを受け、基礎ぐい工事に係る技術者の技術力向上の観点から、とび・土工工事業の主任技術者の要件に新たに、国土交通大臣の登録を受けた基礎ぐい工事に係る民間試験(基礎施工士検定試験を想定)に合格した者を追加するよう整備

※ 現在パブリックコメント中

(建設業法施行規則の一部改正)

工事の種類	監理技術者資格	主任技術者資格 (左記の監理技術者資格に加え以下の資格を規定)
とび・土工 ・コンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> ○1級施工管理技士 (建設機械・土木・建築) ○技術士 ○実務経験者 *主任技術者要件に加え、 指導監督的実務経験を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○2級施工管理技士 (建設機械・土木・建築) ○技能士 (型枠施工、コンクリート圧送施工、 ウェルポイント施工、ブロック建築) ○地すべり防止工事士【民間資格】 ○基礎施工士【民間資格】 ※今回の省令改正で追加 ○実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大卒後3年以上の実務経験 ・高卒後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験

- 許可行政庁が、社会保険への加入等の建設業者の状況について照会する際の対象業者の特定が容易かつ正確になるよう、建設業許可申請書等に法人番号を記載する欄を新設(建設業法施行規則の一部改正)

※ 現在パブリックコメント中

(記載欄を追加する様式)

- ・別記様式第1号 (許可申請書様式)
- ・別記様式第25号の11 (経営事項審査申請書様式)

- 元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければならない。(建設業法第26条第4項)
- 選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

氏名	年 月 日 生 本籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日 交付番号 第 号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者
所屬建設業者 有する資格	許可番号
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通開井具水消灌 有・無

(表面)
(裏面)

監理技術者講習修了証	
修了証番号 第 号	
写 真	本籍 氏名 (生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。
	修了年月日 年 月 日 登録講習実施機関代表者 印 (登録番号 第 号)

(裏面)

備考	

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

改善後の監理技術者資格者証
(平成28年6月1日から統合)

氏名	年 月 日 生 本籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日 交付番号 第 号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者
所屬建設業者 有する資格	許可番号
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通開井具水消灌 有・無

(表面)
(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号: 第 号 修了年月日: 年 月 日
	氏名: 生年月日: 年 月 日
	講習実施機関名: 印
資格者証備考	

統合

※講習修了者がラベルを貼る又はCEで修了情報を確認出来た場合は印字